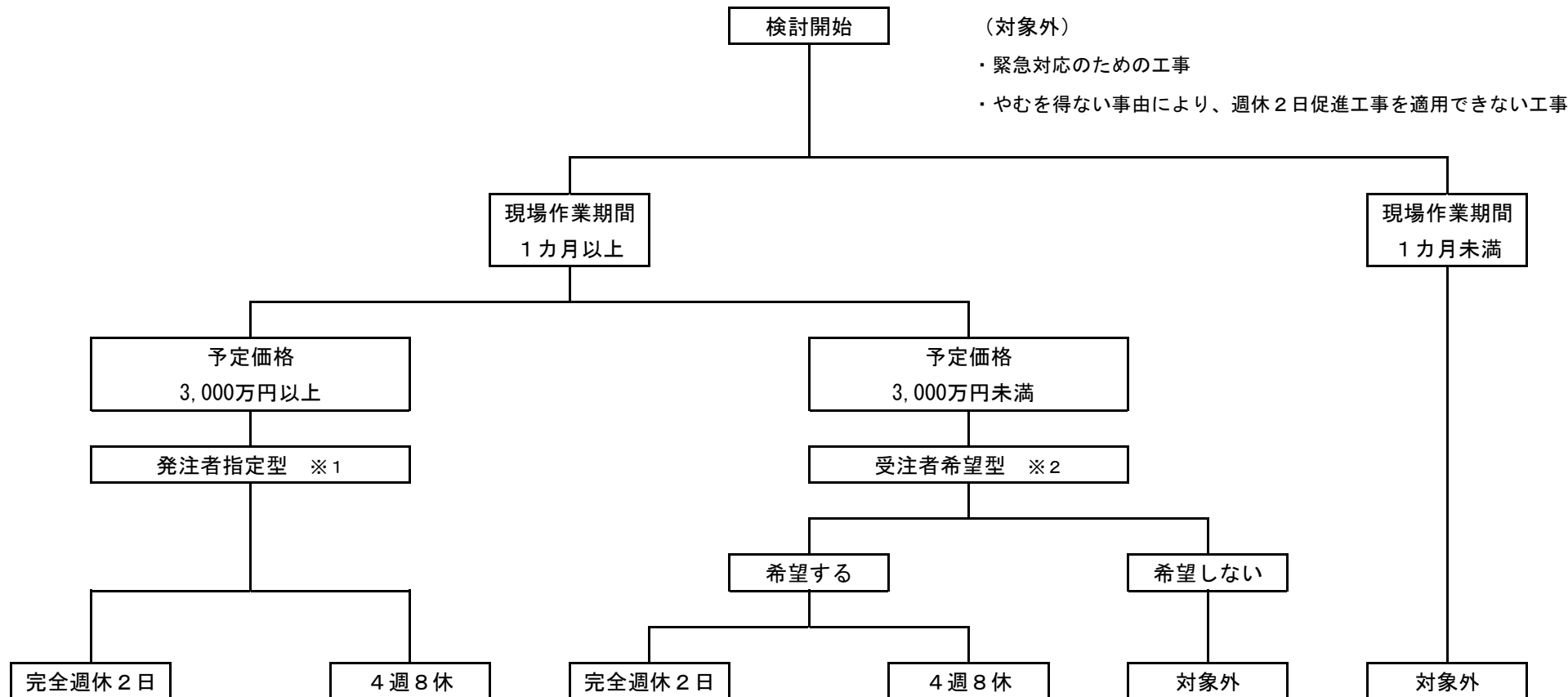


令和6年度 週休2日制促進工事の導入について

(目的)

○改正労働基準法（平成30年6月成立）による罰則付き時間外労働規制が令和6年4月から建設業に適用されることを踏まえ、また、建設業界における高齢化等により技能労働者が大量に離職することが見込まれれことから、将来にわたる社会資本の品質確保と適切な機能維持を図るためには、建設業の将来を担う若者の入職・定着を促し、人材を確保することが最重要課題であり、労働環境の改善、建設業の魅力向上が必要とされていることから、週休2日制促進工事を導入する。



※1（発注者指定型）

- ・発注時の予定価格算定にあたっては、別に定める経費補正等基準により経費補正等を行うこと。
- ・契約後、受注者の希望に基づき、完全週休2日制又は4週8休制のいずれかの形式を受発注者協議により決定することとする。なお、形式決定後の変更はできないものとする。
- ・予定価格3千万円未満の工事であっても、発注者が必要と認める場合は、発注者指定型を適用できるものとする。

※2（受注者希望型）

- ・週休2日制を取組む場合は、契約後、受注者の希望に基づき、完全週休2日制又は4週8休制のいずれかの形式を受発注者協議により決定することとする。なお、形式決定後の変更はできないものとする。
- ・受発注者協議により週休2日制での施工が決定した場合は、実績に応じて、別に定める経費補正等基準により、設計変更することとする。
- ・予定価格3千万円以上の工事であっても、発注者が必要と認める場合は、受注者希望型を適用できるものとする。